

# 狩猟税についてのお知らせ

狩猟税は狩猟者の登録を受けるときに納める税です。税収は鳥獣の保護・管理や狩猟に関する行政費用に充てられます。

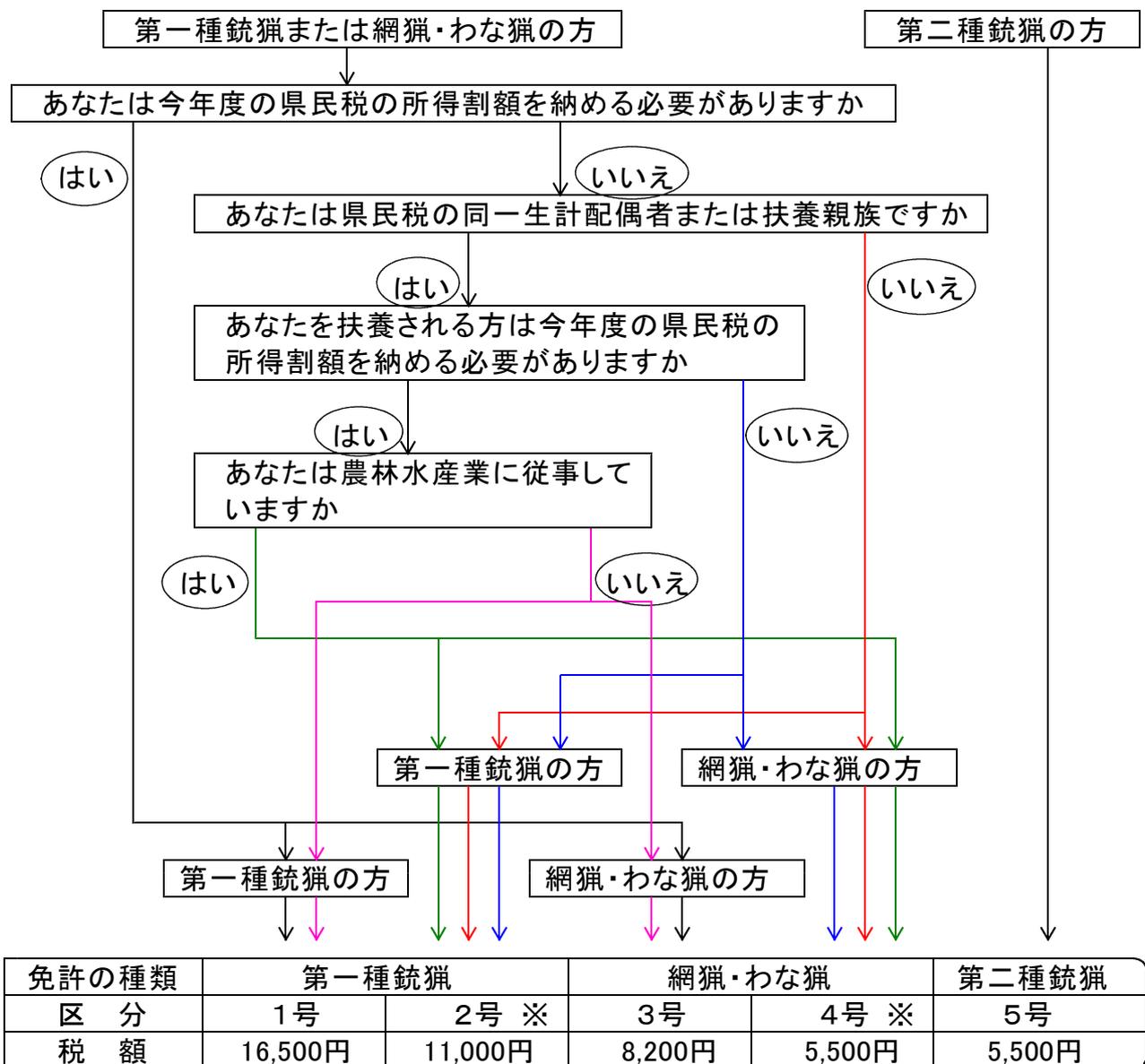
## 1 申告及び納税

狩猟者登録の際、狩猟税申告書に県の収入証紙を貼付して納めます。

## 2 納める額

納める額は狩猟免許の種類や県民税所得割額の納付の要否、扶養者・被扶養者の別、等によって異なります。

### <フローチャート>



※ 2号または4号の適用を受ける方は、必ず、狩猟税申告書の裏面(証明欄)に、住所地の市町村長の証明を受けてください。その他の証明では代用できません。

★ 別途、狩猟税の**免除**や**軽減措置**があります。裏面をご覧ください。

### 3 狩猟税の軽減等

#### (1) 狩猟税の免除

以下の方は、狩猟税が課税されません(申告は必要です)。

##### ① 対象鳥獣捕獲員

＜申告書の添付書類＞

- ・ 対象鳥獣捕獲員であることを市町村長が証する書類

##### ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者

※ 狩猟者登録の申請前1年以内に認定鳥獣捕獲等事業に従事している必要があります。

＜申告書の添付書類＞

- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることを証する書類(事業者が証明)
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業が申請前1年以内に実施されたことを証する書類
- ・ 従事者証の写し

#### (2) 狩猟税の軽減措置

以下の方は、狩猟税の税額が1/2となります。

##### ① 鳥獣保護管理法による許可を受けて、狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲を行った方

##### ② 鳥獣保護管理法による許可を受けた者の従事者として、狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲を行った方

＜申告書の添付書類＞

- ・ 鳥獣保護管理法の許可証または従事者証の写し
  - ・ 狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲を行ったことを証する書類
- ※ 報告欄(写し)の内容を市町村に確認していただく必要があります。

★ いずれも令和11年3月31日までの登録に限ります。

★ 軽減等による申告書は通常の場合と様式が異なります。

＜軽減措置による税率＞

免許の種類	第一種銃猟		網猟・わな猟		第二種銃猟
	1号	2号 ※	3号	4号 ※	5号
税 額	8,200円	5,500円	4,100円	2,700円	2,700円

※ 2号または4号の適用を受ける方は、必ず、狩猟税申告書の裏面(証明欄)に、住所地の市町村長の証明を受けてください。その他の証明では代用できません。

### 4 狩猟税の減免

生活保護(生活扶助)を受けている方は、申告の際にそのことを証明する書類を添付すれば当年度分の狩猟税が免除されます。

※ 生活保護(生活扶助)を受けなくなった場合はすぐに届出を行ってください。

### 5 狩猟税の申告に関するお問合せ先

県税・総務事務所	電話番号	管轄市町村
宮崎県税・総務事務所	0985-26-7273	宮崎市、国富町、綾町
日南県税・総務事務所	0987-23-7136	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	0986-23-4516	都城市、三股町
小林県税・総務事務所	0984-23-3194	小林市、えびの市、高原町
高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
日向県税・総務事務所	0982-52-4147	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
延岡県税・総務事務所	0982-35-1811	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
県庁 税務課	0985-26-7020	

※ 狩猟者登録の手続きについては、お住まいの市町村を管轄する農林振興局へお問い合わせください。